

## 各県知事への意見照会に対する回答

平成26年度第 回四国地方整備局事業評価監視委員会  
に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について





国四整企画第43号

平成26年11月21日

徳島県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年12月16日に第3回委員会を開催することとなりました。委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年12月5日までに、別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

## 【河川事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
那賀川総合水系環境整備事業	継続	

## 【海岸事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業	継続	

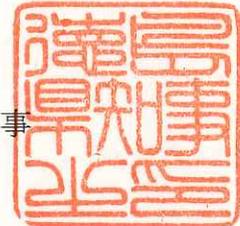
※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会に諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



県土第330号  
平成26年12月3日

四国地方整備局長 殿

徳島県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る  
意見照会について（平成26.11.21 国四整企画第43号に対する回答）

平素は、本県の県土整備行政の推進につきまして、多大な御尽力を頂いておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、さきに照会がありましたこのことについての意見は、別添のとおりです。



○那賀川総合水系環境整備事業に対する意見

那賀川総合水系環境整備事業を継続するという「対応方針(原案)」案については、異議ありません。

当事業と地元の阿南市が進める「阿南光のまちづくり事業」との連携により、市民の憩いや交流の場、スポーツやレクリエーションの場となる河川空間が創出され、河川利用の活性化、中心市街地の活性化、地域交流の促進などが期待されていることから着実に事業を推進するとともに、水に親しめる魅力ある水辺空間が保たれるよう、適切な維持管理をお願いいたします。

○撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業に対する意見

撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業を継続するという「対応方針(原案)」案については、異議ありません。

撫養港海岸の背後地域は、鳴門市の中心市街地が広がり、過去に安政南海地震(嘉永7年)や昭和南海地震(昭和21年)等、幾度となく大きな津波被害を受けた地域であります。

当海岸で第2室戸台風後に整備された堤防は、築造後約40年が経過し、亀裂の発生や水叩きの陥没等、老朽化が著しく危険な状況にあります。

また、今後30年以内に70%程度の確率で発生が予測されている南海トラフ地震により、既存の堤防は沈下、倒壊すると予想され、その後に来襲する津波により、甚大な被害の発生が危惧されております。

このことから、引き続き、コスト縮減を図りつつも既存堤防の補強・嵩上げや液状化対策等を進め、事業の早期完成をお願いいたします。



国四整企画第43号

平成26年11月21日

香川県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年12月16日に第3回委員会を開催することとなりました。委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年12月5日までに、別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

## 【港湾事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業	継続	

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会に諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

26技企第58377号  
平成26年12月5日

四国地方整備局長 殿

香川県知事 浜田 恵造



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の  
作成に係る意見照会について (回答)

平成26年11月21日付け国四整企画第43号にて意見照会のありましたこと  
について、下記のとおり回答します。

記

1 高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業についての意見

「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。





国四整企画第43号

平成26年11月21日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年12月16日に第3回委員会を開催することとなりました。委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年12月5日までに、別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

## 【河川事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
肱川総合水系環境整備事業	継続	

## 【港湾事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業	継続	

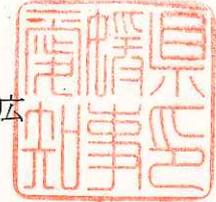
※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会に諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



26土(技)第571号  
平成26年12月 2日

四国地方整備局長 様

愛媛県知事 中村 時広



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)  
の作成に係る意見照会について(回答)

平成26年11月21日付け国四整企画第43号で依頼のあった標記について、  
別紙のとおり回答いたします。



<別紙>

次の再評価に係る「対応方針(原案)」案については異議ありません。

【河川事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案	備考
肱川総合水系環境整備事業	継続	

【港湾事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案	備考
松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業	継続	

なお、各事業に対する意見は下記のとおりです。

記

① 肱川総合水系環境整備事業

- ・意見なし。

② 松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業

- ・松山港の更なる発展を図るためには、近年の船舶の大型化に対応した水深13m岸壁を備えた国際物流ターミナルの早期整備が必要であり、事業の早期完成をお願いします。



国四整企画第43号

平成26年11月21日

高知県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年12月16日に第3回委員会を開催することとなりました。委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年12月5日までに、別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

## 【海岸事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
高知海岸直轄海岸保全施設整備事業	継続	

## 【港湾事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	備考
室津港室津地区避難港整備事業	継続	

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会に諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

26 高土企第 201 号  
平成 26 年 12 月 4 日

四国地方整備局長 様

高知県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）  
の作成に係る意見照会について（回答）

平成 26 年 11 月 21 日付け国四整企画第 43 号で照会のありましたことについて、  
下記のとおり回答します。

記

1 高知海岸直轄海岸保全施設整備事業

意見： 事業継続に異議はありません。

高知海岸に並行して走る主要県道春野赤岡線は、緊急物資の輸送道路に  
指定されていますが、毎年のように来襲する台風等に伴う越波により、度々  
通行止めが発生しています。

また、高知海岸背後の、人口や経済・社会基盤が集積している地域は、  
今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ  
地震によって、壊滅的な被害を受けることが想定されています。

台風等の波浪から背後地域を守るために、また、高知市を中心とする背  
後地域の津波による浸水被害の最小化と、地震・津波災害からの早期の復  
旧・復興のために、より一層の事業推進をお願いします。

2 室津港室津地区避難港整備事業

意見： 事業継続に異議はありません。

本事業による防波堤の整備により、室戸岬沖を航行する船舶の避泊水域  
が確保され、海難事故を防止できるとともに、南海トラフ地震発生時には  
津波の水位の低減が図れるなどの背後地域への減災効果も見込まれること  
から、事業の早期完成を目指し、より一層の事業推進をお願いします。

四国地方整備局  
企画第 21 号  
平成26年12月 3日